

東久留米市感染拡大防止協力事業者等応援金

【申請受付要項】

【申請期間】

令和2年6月1日（月曜日）から同年9月30日（水曜日）まで
※予算上限額に達し次第受付終了になります。

【申請方法】

① 郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。9月30日（水曜日）の消印まで有効です。

（宛先） 〒203-8555 東久留米市本町 3-3-1

東久留米市役所産業政策課 応援金担当

※切手を貼付し、封筒には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

② 持参の場合

申請書を東久留米市役所6階産業政策課までご持参ください。

開庁時間は8時30分から17時00分まで（土、日、祝日を除く）となります。

【問合せ先】

東久留米市市民部産業政策課 応援金担当

（電話）042-470-7743

（受付時間）8時30分から17時00分まで（土、日、祝日を除く）

【その他】

東久留米市感染拡大防止協力事業者等応援金専用ウェブページ

<https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/jigyosha/1015435.html>

I. 応援金の概要

◆ 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置等により、経営や活動に影響が生じた事業者等に対して、「東久留米市感染拡大防止協力事業者等応援金」（以下「応援金」といいます。）を給付いたします。

◆ 給付額

5万円（次の申請要件を二以上満たす場合も5万円が上限額となります。）

II. 申請要件

本応援金の申請要件は東久留米市内に事業所または所在地を有する法人、個人事業主及び市内に住民登録を有するフリーランスの方で、次のいずれかの要件を満たす方（以下「申請者」といいます。）とします。

1. 東京都感染症拡大防止協力金の支給決定を受けた方
（第2回のみのお支給決定を受けた方も対象）
2. 東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金の支給決定を受けた方
3. セーフティネット保証4号もしくは5号の認定を受けた後、信用保証協会の保証付き融資を受けた方
4. 危機関連保証の認定を受けた後、信用保証協会の保証付き融資を受けた方
5. 東京都が行う次に掲げる融資を受けた方
 - 1) 新型コロナウイルス感染症対応緊急融資
 - 2) 新型コロナウイルス感染症対策緊急借換
 - 3) 危機対応融資
6. 日本政策金融公庫が行う次に掲げる融資を受けた方
 - 1) 新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - 2) 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - 3) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（通称：生活衛生改善貸付）
 - 4) 新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付
 - 5) 新型コロナウイルス感染症対策にかかる小規模事業者経営改善資金融資（通称；マル経融資）
 - 6) セーフティネット貸付
7. 商工組合中央金庫が行う危機対応融資を受けた方

Ⅲ. 申請手続き等

1. 本応援金に関するお問合せ先

東久留米市市民部産業政策課 応援金担当

(電 話) 042-470-7743

(受付時間) 8時30分から17時00分まで(土、日、祝日を除く)

2. 本応援金交付申請書の入手方法

- ① 東久留米市感染拡大防止協力事業者等応援金専用ウェブページからダウンロードすることができます

<https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/jigyosha/1015435.html>

- ② 東久留米市役所6階産業政策課において入手することができます。

3. 申請書類

下記の書類を提出してください。また、必要に応じて追加書類の提出を求められる場合があります。なお、原則として、提出いただいた書類の返却はいたしません。

- 1) 別紙1「応援金交付申請書兼口座振替依頼書」
- 2) 1)に記載した口座名義の通帳の写し(金融機関、支店、口座番号、名義人(カタカナ)が分かる箇所)
- 3) 本人確認書類の写し(免許証・保険証など)
- 4) 次の要件に該当することを証明するいずれかの書類
 - ①「Ⅱ. 申請要件1」の場合
 - ・東京都感染症拡大防止協力金の支給決定通知書
 - ②「Ⅱ. 申請要件2」の場合
 - ・東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金の支給決定通知書
 - ③「Ⅱ. 申請要件3、4、5」の場合
 - ・信用保証協会による「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」
 - ④「Ⅱ. 申請要件6及び7」の場合
 - ・ご融資のお知らせ
 - ・返済計画書等の写し

※融資制度の種類、融資実行年月日、融資実行機関、融資を受けた者、融資額、利率の記載が確認できる書類を必ず添付してください

4. 給付の審査期間

申請書類を受理した後、その内容を審査のうえ、適正と認められるときは
応援金を給付します。本応援金の審査期間は概ね2週間を予定しております。

5. 通知等

- ① 申請書類審査の結果、本応援金を支給する決定をしたときは、後日、給付に関する通知（交付決定通知書）をお送りいたします。
- ② 何らかの理由により、本応援金を支給しない決定をしたときは、後日給付しない旨の通知（不交付決定通知書）をお送りいたします。

IV. その他

本応援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、
給付の決定を取り消します。その場合、申請者は、指定された期日までに応援金
を返還することとなります。また、返還に係る諸経費についても申請者の負担と
なります。